

平成25年度第1回

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会

議 事 録

日 時：平成25年7月1日（月）午後1時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 8階 1号会議室

1. 開 会

○事務局（浅野地域振興部長） 本日は、大変お忙しい中にお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまより、平成25年度第1回札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を開催いたします。

私は、札幌市市民まちづくり局地域振興部長の浅野と申します。どうかよろしく願いいたします。

大変恐縮ですが、以降、座って進行をさせていただきます。

この審議会は、平成21年6月に設立されておりますが、全委員の任期が本年の6月25日で満了しております。したがって、本日は、新しい委員の皆様によります初めての会議となりますので、しばらくの間、私が進行をさせていただきます。

2. 挨拶

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、開会に当たりまして、札幌市市民まちづくり局の池田局長よりご挨拶を申し上げます。

○池田市民まちづくり局長 皆様、こんにちは。

札幌市市民まちづくり局長の池田と申します。

私は、この4月に着任いたしました。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会の第3期の初回となります。皆様におかれましては、委員をお引き受けいただきまして、また、公募委員の皆様には、応募をいただきまして、まことにありがとうございます。

この審議会は、平成21年に札幌市の犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例が施行され、その条例に基づいて設置されているものでございます。私は、ちょうど条例の制定のときにこの仕事に携わらせていただきましたので、きょうはちょっと懐かしい気持ちで出席させていただいております。

札幌市の犯罪件数の状況でございますけれども、平成13年をピークとして、ずっと減少傾向にあります。しかしながら、市民の皆様アンケート調査をして、札幌が安全で安心なまちだと感じるかという質問をしますと、約半数の方は、そうとは思わない、安全で安心というふうには感じられないと答えております。この審議会でも、どうしてそういうお答えになるのかということが話し合われたと聞いておりますが、やはり、今、犯罪は、まちの中や家の周りと日常生活に非常に身近なところで起こっているということが市民の皆様への不安感につながっているのではないかと、そういう意見もこの審議会でも出されたと聞いています。

先日、練馬区で小学生が襲われるという事件もありましたけれども、そういう全国のニュースになるような大きなことが起こりますと、やはり、自分のまちは大丈夫だろうかという不安に襲われるのではないかと思います。

実は、私ごとですけれども、我が家は2年前にある詐欺に遭いまして大変悔しい思いをしたことがあります。自分は絶対に大丈夫とか、我が家は大丈夫とか、そういうことは決してないのだということ、身をもって体験しました。審議会の委員の皆様も、ぜひ気をつけていただきたいと思います。

この審議会では、先ほど言いました条例に基づきまして、平成22年に基本計画をつくってございまして、地域の皆さんや関係機関の皆さんと一緒にいろいろな施策、取り組みを進めているところでございますけれども、そうした施策事業を効果的に進めるために、ぜひ、本審議会の皆様のご意見、ご提言をいただきたいと思います。

きょうは初回ということで、事務局からの説明が長くなるかと思っておりますけれども、ぜひ忌憚のないご意見をいただければ幸いです。

それでは、きょうの会議、そして、これから2年間、どうぞよろしくお願いいたします。
○事務局（浅野地域振興部長） 次に、事務局から何点か皆様にお願いがございます。

まず、この審議会は公開で進めさせていただきます。

それから、議事録の作成や広報などに利用するため、会議内容の録音と必要に応じて写真撮影をさせていただきますので、どうかご了承をお願いいたします。

なお、皆様方への委員の委嘱につきましては、まことに勝手ながらお手元に委嘱状をお配りすることでかえさせていただきます。どうかよろしくお願いいたします。

3. 委員及び事務局職員の自己紹介

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、本日は、第1回目の会議ということで、各委員の皆様にご自己紹介をお願いしたいと思います。

皆様のご専門や取り組みなどの詳細につきましては、後ほどお話をいただく機会もございますので、ここでは、お名前とご所属をお話いただければと思います。お手元の名簿に沿い、50音順ということで、伊藤委員から反時計回りで順番にご自己紹介をお願いいたします。

○伊藤委員 このたび、公募委員としてお世話になることになりました伊藤道明です。よろしくお願いいたします。

○梅田委員 お疲れさまでございます。私は、SMB Cコンシューマーファイナンス株式会社札幌お客様サービスプラザから参りました梅田則幸と申します。よろしくお願いいたします。

○奥谷委員 札幌消費者協会の奥谷と申します。よろしくお願いいたします。

○川瀬委員 NPO法人女のスペース・おんの川瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○木村委員 北海道CAPをすすめる会の代表をしております木村里美です。どうぞよろしくお願いいたします。

○佐々木委員 公募委員の佐々木覚と申します。よろしくお願いいたします。

○善養寺委員 公益社団法人北海道家庭生活総合カウンセリングセンターの善養寺と申します。北海道被害者相談室の室長をやっておりまして、その関係でここに入っております。よろしく願いいたします。

○千葉委員 北海学園大学法学部教授の千葉と申します。よろしく願いいたします。

○野口委員 公益財団法人北海道防犯協会連合会の野口博二と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○藤本委員 札幌保護司連合会から来ました藤本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○松井委員 北区の屯田というところで屯田防犯パトロール隊、通称とんぼ隊、「屯田」の「とん」と「防犯」の「ぼ」をとって、とんぼ隊というパトロール隊の会長をやっている松井と申します。よろしく願いします。

○事務局（浅野地域振興部長） 皆様、どうもありがとうございました。

なお、仲委員につきましては、本日、所要により欠席とのご連絡をいただいております。次に、事務局から自己紹介をさせていただきます。

改めまして、私は市民まちづくり局の地域振興部長の浅野でございます。どうかよろしく願いいたします。

○事務局（長谷川男女共同参画室長） 長谷川と申します。駅の北口にエルプラザがございます。そこに消費者センターと男女共同参画センターがございますが、そちらを担当しております長谷川と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（榎区政課長） 地域振興部で区政課長をしております榎と申します。よろしく願いいたします。

○事務局（森男女共同参画課長） 犯罪被害者の支援のほうを担当させていただきます男女共同参画課長の森と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（山田生活安全担当係長） 区政課の生活安全担当係長の山田と申します。この審議会の庶務的なことをさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局（加藤主査） 区政課で同じく生活安全担当をしております加藤と言います。よろしく願いいたします。

○事務局（千田主査） 同じく区政課で庶務等を担当させていただきます千田と言います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（菊田調整担当係長） 犯罪被害者支援の関係を担当させていただきます男女共同参画課の調整担当係長をしている菊田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） これからの2年間、皆様どうぞよろしく願いいたします。

大変恐縮ではございますが、池田局長は、ほかの公務がございますので、ここで退席をさせていただきます。

〔池田局長は退席〕

4. 会長及び副会長選任

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、続きまして、次第の3番目になりますが、審議会規則に基づき、会長を選任させていただきたいと思います。

会長は、規則により、委員の皆様の互選で選ぶことになっておりますので、委員の皆様から立候補またはご推薦をいただきたいと思います。皆様いかがでしょうか。

○善養寺委員 今まで千葉委員に円滑な運営をしてくださっておりますので、今回もどうぞよろしくお願ひしたいと考えております。お願ひいたします。

○松井委員 同感です。

○事務局（浅野地域振興部長） ただいま、善養寺委員から、千葉委員をご推薦いただきまして、松井委員からもご同感というご意見がございましたが、皆様、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり・拍手）

○事務局（浅野地域振興部長） 皆様に、異議なしのお声と拍手をいただきました。

それでは、千葉委員に審議会の会長をお願いしたいと思います。

千葉会長、恐れ入りますが、会長席へ移動をお願いいたします。

〔会長は所定の席に着く〕

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、ここで、千葉委員から会長就任のご挨拶をいただきたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○千葉会長 座ったままでよろしいでしょうか。

皆様、お久しぶりでございます。そして、初めましてと言わせていただきます。

私は今、皆様の互選によりまして、再び会長の役割を担うことになり、光栄に思っております。と申しますのも、単にこの中で一番年齢が高いというばかりではなくて、多少はこれまでの私の実績を評価してもらったあらわれだろうと考えられるからであり、自画自賛しております。そうである以上、今期の審議会におきましても、私の持てる力というものを審議会の運営に対して発揮いたしまして、皆様のご意見をまとめ上げていくように努めていきたいと思っておりますので、ご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

以上、甚だ簡単ではありますが、これで私の挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○事務局（浅野地域振興部長） どうもありがとうございました。

それでは、審議会規則に従いまして、以降の進行を千葉会長にお願ひしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

○千葉会長 承知いたしました。

それでは、これから後は、私が進行役を務めさせていただきます。

まず、審議会規則に基づきまして、副会長を選任したいと思います。

副会長の役割は、会長を補佐し、会長に事故があるときには、あるいは、会長が欠けたときには、その職務を代行するということになっております。その副会長は、やはり会員の互選によって定めることになっておりますけれども、委員の皆様方から立候補または推薦をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 ご意見がないということであれば、事務局のほうから提案をいただきたいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から、副会長の提案をお願いしたいと思います。

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、事務局から提案をさせていただきます。

当審議会で審議されます主要なテーマの防犯のスペシャリストの北海道防犯協会連合会の総務部長を務めておられる野口委員をご推薦申し上げます。

○千葉会長 ただいま、事務局から、副会長には野口委員がいいということで提案がありましたけれども、ご承認いただけますでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○千葉会長 全員の拍手がありましたので、野口委員をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

早速ですけれども、野口委員、私と同じように、こちらのほうに席を移動していただければと思います。

〔副会長は所定の席に着く〕

○千葉会長 それでは、野口委員から、副会長の挨拶をいただきたいと思います。

○野口副会長 諸先輩がお出でになる中でまことに僭越でございますが、副会長ということでご指名を受けました。先ほど、スペシャリストというご紹介がございましたけれども、普段は肩を張らずに仕事をやっているのが実情でございます。何かのお力になればと考えております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○千葉会長 野口委員は、私より若いようであります、しっかり立って挨拶をしていただきましたけれども、今後ともよろしくをお願いします。

5. 議 事

○千葉会長 それでは、早速、次第4の札幌市の犯罪情勢についてでありますけれども、これにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（楨区政課長） それでは、私から、札幌市の犯罪情勢についてご説明させていただきます。

パワーポイントを使って進めていきますので、スクリーンをごらんいただきたいと思います。

まず、昨年1年間の北海道全体での刑法犯の認知件数からご説明させていただきます。

昨年は、4万5,489件でございまして、認知件数は平成14年の約9万4,000件をピークに、緩やかに減少しているところでございます。

5年前の平成20年と比べますと、1万4,000件、23%ほどの減少となっております。

次に、24年の札幌市の刑法犯の認知件数ですが、2万1,283件で、こちらも全道と同じように緩やかに減少しており、ピークは、先ほど局長からもお話がありましたように、平成13年の約4万1,000件でございました。こちらも、5年前の平成20年と比べますと、6,124件、22%ほどの減少となっております。札幌市の刑法犯認知件数は、全道で発生する刑法犯の約半数を占めている状況でございます。減少しているといいますが、札幌市内では、いまだに1日当たり58件という被害が発生している状況となっております。

本年は、5月末現在の札幌市の認知件数が6,178件となっております、対前年比で1,514件減ということで減少傾向を維持している状況となっております。

続きまして、こちらにあるように、各区別の件数でございます。最も多くなっているのは、一番上にある中央区で、その後、北区、東区となっております、一番少ないのは清田区という順番です。前年と比較しますと、真ん中に増減数がございまして、中央区でわずかに増加しており、南区では同数となっておりますが、その他の8区ではいずれも減少しており、特に、豊平、手稲、東、西区でいずれも15%以上大きく減少している状況でございます。

人口1,000人当たりの認知件数を示す犯罪率が最も高いのは、やはり中央区となっております。これは、歓楽街やオフィス街などが集中するという特殊な事情によるものと思われま。

そのほかで高くなっておりますのは、北区、東区といずれも発生件数の順番と同じというふうになってございます。

続きまして、平成24年の一般警報認知件数の2万1,283件の内訳を包括罪種別に見てみます。

包括罪種というのは、いろいろな犯罪を類似性の強い罪種にまとめたもので、こちらにあるように、窃盗犯とか粗暴犯などでまとめてございます。

まず、窃盗犯は、1万4,929件という数字でございまして、全体の約7割を占めております。次に、暴行や傷害といった粗暴犯が928件、詐欺や横領などの知能犯が419件、賭博やわいせつなどの風俗犯が369件、犯罪や強盗などの凶悪犯が114件、器物損壊や住居侵入などのその他が4,524件となっております。

次に、今ご説明しました70%ほどを占めた一番多い窃盗犯の主な手口について見てみます。最も多いのが自転車盗で、4,739件発生しており、全体の4分の1強を占めてございます。

次に、万引きが2, 209件、車上狙いが2, 144件、侵入盗が1, 306件、タイヤ盗難が1, 065件、部品狙いが366件、ひったくりが59件、その他の窃盗犯が3, 041件という割合になってございます。

次に、今ご説明しました犯罪の中で大きく減少したものはどんなものがあるかでございますが、まず、犯罪の中で最も大きい比率を占めている自転車盗は、4, 739件ございましたが、前年と比較しますと21%ほど減少しております。

次に、平成23年に増加しておりました車上狙いは、2, 144件ということで31%ほどの大幅な減少です。その他、侵入盗、部品狙い、ひったくりなど身近な窃盗犯はほとんど減少している状況です。

反対に、平成24年に増加した犯罪でございますが、まず、軒並み減少した窃盗犯の中で増加してしまったものにタイヤ盗難がございます。これが27.9%の増加となっております。これは、鍵のかかっていない車庫や物置からの盗難が多くなっておりまして、施設設備のある場所での保管をするようにしていただきたいということで、ホームページや出前講座などで注意喚起をしているところです。

次に、下にあります二つの路上強盗と路上強制わいせつがそれぞれ25%、16.4%ということで増加をしております。路上強盗や路上強制わいせつは、最近、夜間にイヤホンを使って音楽などを聞きながらひとり歩きをしている方が結構いらっしやいまして、そういった方の被害が多く報告されているところです。そういったことに注意喚起を進めているところでございます。

次に、平成24年と25年の5月末までの刑法犯の内訳を比較しますと、刑法犯は、基本的には、最初にご説明しましたように減少しているところですが、包括罪種別に見ますと、窃盗犯、凶悪犯、その他の犯罪は大幅に減少しているところです。その中でも特に減少しているのは、車上狙いが58%、ひったくりは48%、自転車盗は21.6%と大幅に減少している状況です。

逆に、増加に転じた罪種は、粗暴犯が386件から67件の増加、知能犯は207件から31件の増加です。風俗犯は185件から63件増加となっております。

次に、平成24年の振り込め詐欺の状況についてご説明いたします。

平成24年に札幌市内で警察に届け出がされた振り込め詐欺の発生件数は54件となっております。6件、割合にして12.5%増加をしております。被害金額は約6,800万円で、前年と比較すると約2,300万円、25.6%の減少となっているところでございます。

手口別に見ますと、オレオレ詐欺は、22件で16件もの大幅な減少となっておりますが、架空請求詐欺については、16件発生しており、11件の増加です。融資保証金詐欺は、6件発生しており、1件の増加です。還付金詐欺は、過去2年間発生がしていませんでしたが、昨年は10件発生した状況になっております。

次に、今年の振り込め詐欺の状況についてご説明をさせていただきます。

今年、札幌市内で警察に届け出がされました振り込め詐欺の発生件数は14件となっておりますが、前年同月比で6件減少している状況です。被害金額は1,763万円ほどで、前年と比較しますと約1,688万円の減少となっております。手口別に見ますと、オレオレ詐欺が6件で4件の減少、架空請求詐欺が1件で5件の大幅な減少となっております。しかしながら、融資保証金詐欺が5件発生しておりまして、昨年と比べますと4件増加をしている状況でございます。

ちなみに、融資保証金詐欺の内容は、実際には融資をしないにもかかわらず、はがきや封書等などにより、融資をしますといった文書などを郵送し、融資を申し込んできた人に対して保証金などの名目で現金を預金講座に振り込ませる方法でだまし取る詐欺になっております。

また、全道的に多発している還付金詐欺は、札幌市内では2件で1件の減少となっております、ほぼ横ばいの発生となっております。しかしながら、還付金等詐欺の予兆電話が道内各地で多発しており、実際に札幌市内の一般住宅にも、区役所の職員を名乗る男性から医療費の還付を装った電話がかかってくる事例がございました。幸い、市民は詐欺だと見抜いて被害に遭わなかったのですけれども、その時の犯人の音声を録音したものが北海道警察のホームページで公開されておりますので、ここで皆様にも聞いていただきたいと思います。

〔音声を再生〕

○事務局（榎区政課長） このように巧妙な語り口調で、医療費の還付がされると思い込ませて現金を振り込ませる手口になっております。

振り込め詐欺は、今後も発生が予想されることから、老人クラブなどでの出前講座などを通じまして被害防止を啓発してまいります。

次に、18歳未満の子どもに対する声かけ事案でございます。

昨年、全道で486件の届け出があり、本年度は5月末で前年より26件多い210件の届け出を受けているところでございます。

次に、平成25年5月末の本市各区分の子どもに対する声かけ事案の内訳を見ますと、札幌市内では5月末までで56件の声かけ事案を認知しており、これは全道で発生した声かけ事案の約4分の1を占めている状況になってございます。

声かけ事案が最も多いのは東区で、2番目が豊平区、白石区と続いている状況です。

札幌市で発生した事案の概要の一部をお話いたしますと、2月26日の午後3時ころ、70から80歳ぐらいの男性ですが、北区屯田で色の勉強をしているので写真を撮らせてほしいと声をかけられた。

2番目は、3月8日の事案ですけれども、豊平区の月寒中央付近で、痛い、痛いという声が聞こえて振り返ったら、50歳から60歳の男性に左腕をつかまれた。

3番目は、3月13日の事案ですが、東区の東苗穂で車が横に停車して、車に乗っていた40歳から45歳ぐらいの男性にスマートフォンで容姿を撮影された。

4番目は、4月26日の事案ですが、豊平区平岸で、18歳から24歳の男性に、大事な話があるから家に入ろう、お母さんにもいいよと言われているよと声をかけられた。

5番目は、4月26日の6時ころ、豊平区平岸で、40歳から50歳の男性に、お菓子いっぱいあるから家に来いと声をかけられて腕を掴まれたといった事例がございます。

子どもに対する声かけ事案は、まさにこれから夏場に入りまして増加する傾向がありますことから、学校や児童会館と連携をした防犯教室などを通じまして、被害防止を啓発してまいりたいと考えております。

最後に、市民アンケートの結果についてご紹介いたします。

こちらのグラフは、札幌市が今年の2月に行った市民アンケートで、「札幌市は犯罪のない安全に安心して暮らせるまちだと思いますか？」という質問に対する回答をまとめたものでございます。グラフの水色と赤色の部分が「そう思う」「まあそう思う」という、札幌市が安全・安心なまちだと感じている人の意見でして、それに対しまして黄色と緑色の部分は、「あまりそう思わない」「全くそう思わない」という安全・安心とは思っていない人の意見の割合になります。このアンケート結果では、肯定的な意見が44%に対しまして、否定的な意見が51%と半数以上を占めているという状況になっております。

こちらの表は、先ほどの質問を平成16年、平成21年、平成24年に先ほどの質問のアンケートを行いまして、その回答として「安全だと思う」「まあそう思う」という一つの割合を示したものでございます。表の黄色で示した部分を見ていただきますと、平成16年度では割と安心だと思っていた人の割合が57%だったものが、平成21年には51%、平成24年には44%というふうに年を追うごとに低下をしているという結果になっております。

また、16年と24年を比較しますと、刑法犯の認知件数が43%も減少しているのですけれども、安全と感じる人の割合は12.7ポイントも低下をしている状況になってございます。アンケートはその時々的情勢で左右される部分がございます、一概にこの結果をもって体感治安が低下しているとまでは言い切れないとも考えられますけれども、現実には犯罪に不安を感じている人が多いというのは事実でございます、これからもより一層、地域安全のための対策を行っていく必要があるというふうに考えております。

以上で、札幌市の犯罪情勢について説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明に対して、何かご質問あるいはご意見等がありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

○善養寺委員 路上強盗とひったくりの違いは少し感覚的にはわかるのですが、先ほどの多くなってきた犯罪の中で路上強盗とひったくりがあったように思うのですが、何が分かれ目なのでしょうか。

○事務局（加藤主査） 路上強盗とひったくりの違いということですが、いわゆる

強盗というのは、暴行を用いて相手の要求に応えさせるというものです。ひったくりというのは、いわゆる泥棒の一種になります。イメージとしましては、例えば、私がカメラをここに持っていきまして、例えば、真っすぐ歩いてきましたと。私は突然殴られてカメラを落として持っていった。これは強盗になります。もしくは、ナイフを示してこのカメラを出さないとお前を殺すぞというふうに言われて出したとしたら、被害者が抵抗する意思をなくしますね。それで、無理やりとられた。ひったくりというのは、例えば、私はこういうふうにして手で持っていきまして。後ろから来た犯人にさっととられたというところとか、そういうものがひったくりというものになります。

○千葉会長 わかりやすい説明だったかと思いますが、よろしいでしょうか。

では、ほかに質問等がございましたら出してください。

○木村委員 減った警報犯罪でしたか、その自転車盗難の加害者の年齢で多いところがわかかったら教えてください。

○事務局（加藤主査） 加害者の年齢は、やはり一番多いのは学生、特に高校生が一番多くなっております。注目すべきは加害者も被害者も学生が一番多いということになります。

○千葉会長 よろしいでしょうか。

ほかにございますでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○千葉会長 それでは、ないようでありますので、続きまして、次第5のほうに移りたいと思います。

札幌市の安全安心なまちづくり等に関する条例及び基本計画の概要につきまして、これも事務局から説明をしていただきます。

○事務局（榎区政課長） それでは、続きまして、今お話のありました条例等基本計画の概要についてということでご説明をさせていただきます。

条例につきましては、平成21年4月1日に施行されまして、正式名称は、札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等に関する条例という名称でございます。これを受けまして、平成22年3月にこれによる基本計画というものを策定したところでございます。まず、安全・安心の確保ということは、生活していく上での大切な基盤で、これについては市民共通の願いだということは、皆さん異論がないところかと思っております。しかし、現状はどうなっているかということ、先ほどご説明しましたように、犯罪自体、このところずっと減ってきてはいるのですが、数からいくと、いまだに多く発生してきており、身近な犯罪を自分たちで何とか防ぐため、日夜行われている活動の中でも、いろいろな課題を抱えているところでございます。

それでは、安全に暮らせるまちを実現していくためにはどうしたらいいのか、そのためには、市民、事業者、市が連携協力して取り組みを進めていくことが大切だということで、そういった取り組みをみんなで進めていくに当たり、大切な考え方やその役割を定めまして活動への支援などを札幌市が行う取り組みなど明確にした上で、これらをみんなで共有

することが必要であったということで、条例を制定したものでございます

この条例は、市民の皆さんと札幌市などが一体となって、安全に安心して暮らせるまちを実現していくための基本的なルールを示したものとなっております。この条例を構成するテーマとして、第1条に規定されているところですが、まず、犯罪の未然防止ということです。つまり、犯罪被害に遭う市民を一人でも少なくするための取り組みや環境づくりです。もう一つは、犯罪被害者等への支援です。これは、不幸にして犯罪被害に遭われた方の権利の保護や、再び平穏な生活を送れるための支援をするためにどうすればいいかということで、この二本柱でできているものでございます。

続きまして、この条例の内容について大まかに説明をさせていただきます。

先ほどもご説明しましたように、安全で安心して暮らせるまちの実現のためには、みんなが連携協力していくことを明らかにしており、連携して取り組みを進めていく主体は、市民と事業者と札幌市の三者となっております。そして、この三者が五つの理念に基づき、三者で相互に連携協力をして取り組みを進めていくことを文章化しているものでございまして、まず一つが、市民の自主自立性の尊重を一つ掲げてございます。

これは、安全で安心なまちづくりを行うに当たり、自分たちが住むまちのことをみんなで考え、行動する、地域の安全は地域で守るという気持ちを持って、取り組み内容や手法などを、誰からも強制をされないで、自分たちで決めていくという自主性や自立性を尊重するという内容でございます。

次に、地域の特性、実情への対応というものでございます。

これは、地域によりまして犯罪の傾向や住民の意向など、地域、地域によって実情が異なっておりますので、安全で安心なまちづくりを効果的に推進していくためには、こうした特性や実情に応じた柔軟な取り組みを展開していくことが重要になるというものでございます。

次に、他の分野の取り組みとの連携でございます。

これは、例えば、防災や交通安全など、既に行われているいろいろな分野の取り組みと連携することにより、地域の結束力をさらに高め、効果的な防犯活動を展開していきましようというものでございます。

次に、個人のプライバシーへの配慮というものです。これは、活動で知り得た個人情報を目的外で使用しないことや、個人の私生活への過度に干渉しないことなど、プライバシーに配慮することが重要になるというものでございます。

最後は、お互いが支え合う暮らしやすいまちの実現でございます。

地域の連帯感の希薄化が進んだことで、地域が本来備えている犯罪抑止力が低下した要因の一つと言われております。そこで、防犯活動を通じた地域との触れ合いや絆を大切にすまちづくりが大切ということをうたっております。

次に、先ほど言いました市民、事業者、札幌市の三者それぞれの役割についてでございます。

まず、市民の皆さんにつきましては、1点目としまして、この条例の考え方など、安全で安心なまちづくり全般についての関心や理解を深めていただくことです。2点目として、みずからが犯罪の被害に遭わないための防犯の意識をみずから高めていただくとともに、施錠の徹底など個人レベルで防犯に遭わないための対策をとっていただくということです。3点目として、地域や団体でのパトロールや子どもの見守りなど、今行われているような取り組みを推進していくように努めることが役割として定められております。

次に、事業者の皆さんの役割ですが、1点目は、万引きや強盗の防犯対策など、事業活動上で事業者や顧客が犯罪の被害に遭わないように、そういう対策を行うということです。2点目は、事業者の皆さんがお持ちの情報や人材、資金などを活用して、地域の取り組みを支援することが役割となります。

そして、一番下に書いている札幌市の役割ですが、関係機関と連携しながら、さまざまな取り組みを推進していくことであります。ここで言う取り組みとは、大きく五つありまして、一つが広報啓発、二つ目が市民の取り組みへの支援、三つ目として公共施設の整備等、四つ目として連携体制の整備、五つ目として犯罪被害者等への支援となっております。これらに関する具体的な施策を整理したものが、次にお話しする基本計画となっております。

この基本計画は、今言いました条例に基づいてつくられているものですが、策定に先立ちまして実施した平成21年度の市民アンケートの調査結果や、札幌市の犯罪情勢、地域防犯の状況などを踏まえまして、犯罪のない安全で安心なまちづくりを進めていくに当たっての課題として、まず、市民の安全・安心感ということが挙げられました。

これは、統計的に犯罪の発生件数は年々に減少しておりますけれども、調査結果では市民の半数近くがまだ札幌市が安全で安心して暮らせるまちだとは感じておりませんでした。

その理由としまして、車上狙いや振り込め詐欺、子どもを狙った事案など、身近に感じる犯罪の発生が後を絶たないということや、社会に大きな影響を与える凶悪な事件も発生しており、いわゆる市民の体感治安が良くない状況にございました。

また、防犯活動の実態が周知されていなかったり、関心があったとしても、参加方法やルールがわかりにくく、安全で安心なまちを実感できないといった状況がございます。

次に、二つ目の課題でございますけれども、市民の防犯意識でございます。市民の防犯意識は高まりを見せておりましたが、まだ十分とは言えない状況で、犯罪や防犯に関する有意義な情報を市民に行き渡るような取り組みが必要だと考えたところでございます。

三つ目の課題としましては、地域の防犯力ということで、犯罪を犯そうと企てている人は、地域に隙があるかどうかを探っておりますので、被害に遭わないための近隣関係をつくることが重要になります。また、地域防犯活動団体の中には、必要な道具や資金が足りていないというところがございます。これらの課題を解決するための支援活動も必要だというふうに考えられたところでございます。

四つ目の課題ですが、環境の整備でございまして、市内で発生している犯罪の大半が窃

盗犯という状況でございます。特に自転車盗ですとか車上狙いなどの街頭犯罪が多く発生している状況になっております。また、路上を初めとした公共空間での犯罪遭遇に対する不安も感じられていた状況にあります。そこで、行政や地域住民が協力しながら、犯罪を起こさせないような環境づくりを進めることが必要だと考えられたところでございます。

五つ目の課題は、子どもの安全ということで、子どもを狙った事案がまだまだ多く発生しておりまして、子どもや家族が犯罪の被害に遭うことに不安を抱いております。また、子どもが成長の過程で犯罪にかかわる場合もあるため、犯罪の被害から子どもを守るとともに、地域の中などで犯罪を起こさせない人間づくりも必要だと考えたところでございます。

次に、六つ目の課題ですけれども、高齢者、女性の安全という問題でございます。

高齢者の被害が目立つ振り込め詐欺や、女性の心身に深い傷を負わせて人生を大きく狂わせる性犯罪などは、なかなか表面化されていない部分が多いと言えます。このような状況から、高齢者や女性については、防犯上、特に配慮して安全の確保に努める必要があると考えたところでございます。

薄くて見づらいのですが、この基本計画の中で、基本目標を「犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現」と定めまして、この目標を達成するため、先ほど挙げた六つの課題を踏まえ、「自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める」「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」「犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める」という三つの基本方針、それから、この方針に基づきまして11の基本施策を策定したところでございます。特に、重点課題としました、子どもや高齢者、女性といった防犯上配慮を要する人の安全確保に関する施策につきましては、この三つの方針の全てに位置づけているところでございます。

また、基本方針2の中では、「みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる」の基本施策の第1として、地域における防犯活動の促進を掲げ、その具体的な施策として、事業者の社会貢献活動の促進と定めており、防犯に関心の高い事業者が社会貢献活動として地域防犯活動に参加しやすくなるような情報を提供するとともに、事業者と一体となった取り組みを推進するとしてございます。

この規定に基づきまして、事業者による地域安全活動をより一層推進するために、平成23年10月に札幌市地域安全サポーターズを発足させているところでございます。

これは、事業者の通常の活動の延長線上でできる範囲の地域安全活動をしていただきまして、そのための支援をしていく枠組みになってございます。

今、画面に映っておりますのは、地域安全サポーターズのシンボルマークでございます。登録いただいた事業者につきましては、シンボルマークが載っているポスターやステッカーをお配りしたり、ホームページやリーフレット、また、地域での防犯講話の際に活動を紹介したり、タイムリーな地域安全情報を発信したりしているところでございます。

現在、登録をいただいているのは252事業者です。毎年少しずつふえているところでございますが、主な事業所所在地ごとに集計した区別の内訳を見ますと、中央区が55社、

東区が31社、手稲区が30社などとなっております。また、支店ですとか営業所が複数所在する場合ですとか、防犯パトロールなどで複数の区にまたがって活動を行っている事業者などもございます。

次に、業種別に見みますと、一番多いのは、110件の新聞販売店となっております。その次が建設業、以下運輸業、小売業となっております。

なお、本審議会の松井委員、梅田委員には、この制度ができる以前から地域安全活動に精力的に取り組んでいただいているところでございますが、サポーターズの発足直後に松井委員には株式会社松井商事、それから、松盛庵の2社を、それから、梅田委員がプラザ長を務めるSMB Cコンシューマーファイナンス株式会社札幌のお客様サービスプラザの登録をいただいているところでございます。

次に、サポーターズで事業者の皆さんが取り組んでいる地域安全活動について、ご紹介いたします。

最も活動として多いのは、子ども110番の家の活動でございまして、営業所ですとか店舗の入り口に右側にありますステッカーを張っていただきまして、児童ですとか女性が不審者などに遭遇した際の駆け込み場所となっただいてきております。

また、その次に多いのが、左側の写真になりますけれども、営業車に地域安全サポーターズのステッカーを張っていただきまして、仕事中の移動時に子どもの見守りですとか防犯パトロールなどをしていただいております。

また、画面右側の写真は、ポスティングの業者で、株式会社リッドというところですが、サポーターズのステッカーを使用して腕章をつくっていただきまして、ポスティングの作業員がその腕章をつけて徒歩で防犯パトロールし、これは、仕事の最中、ポスティングをしている最中に防犯パトロールを合わせて実施していただいているところでございます。

また、梅田委員がプラザ長を務めておりますSMB Cコンシューマーファイナンス株式会社の札幌お客様サービスプラザにも金融会社としてのノウハウを生かしまして、闇金ですとかカードの現金化、振り込め詐欺、インターネットトラブル、カードトラブルを題材とした金融セミナーを行っていただいております。今映っておりますのは高校3年生に対するセミナーの様でございますけれども、寸劇などを交えながら大変わかりやすく説明をされているところでございます。

地域安全サポーターズは、事業者単独だけの活動にとどまらず、地域との連携を深めてこそ、より活動の効果があるものと考えております。面左側の写真は、幌西地区連合町内会が開催した研修会に札幌市が仲介をいたしまして、サポーターズ登録事業者であります会社が参加した際のものでございまして、町内会の防犯の会合に事業者が参加したのは初めてであるということで、地域との連携を深めたところでございます。

画面の右側は、月寒東小学校が発行するPTA広報誌に、子ども110番の店として活動する新聞販売店の活動やインタビューが掲載されたものです。

こちらの写真は、防犯パトロール隊を結成されました山崎建設工業というところですが、

警察の認可を受けた青色回転灯装着車両による防犯パトロールを実施しているところがございます。週に2回、小学校の下校時間帯にパトロールを実施するほか、小学校から依頼を受けて出勤することもございます。このように、地域や学校などと連携し、地域安全活動の輪が広がってきているところがございます。

最後に、この審議会の役割についてでございますけれども、審議会はこの条例に基づいて設置されているものでございまして、専門的、全体的な視点から、安全で安心なまちづくりの推進等に関して広く協議を行いまして、条例を実効性あるものとしていくことを目的としております。そのため、基本計画に盛り込む施策や事業などに関する提案をいただいたり、実施状況の検証や評価、安全で安心なまちづくりなどに関する課題の分析、施策や事業を効果的に推進するための方策に関する協議などをしていただくものでございます。任期は2年となっております。委員の皆様には、ぜひとも貴重なご意見をいただきまして、この審議会がより安全で安心な札幌市となるための有用な場となるよう、お願いしたいと考えているところがございます。

これで、条例と基本計画の概要についての説明を終わらせていただきます。

○千葉会長 説明をありがとうございました。

ただいまの説明に対して、ご質問あるいはご意見がございましたら出してください。

(「なし」と発言する者あり)

○千葉会長 なければ、次第5についてはこの辺で終わりとしまして、次に、次第6の意見交換に移りたいと思います。

これは、各委員の皆さん方から専門分野や活動内容などを交えながらご意見をいただければと思うものであります。

この審議会は、さまざまな立場の方からいろいろな意見を伺う場となっておりますので、遠慮なさらずに発言をしていただければと思っております。と申しましても、全くのフリーでお話しいただくのも話しづらいという面があると思っておりますので、特に札幌市が今後進めていきたいと考えているところの地域防犯に関する各主体の連携というあたりをテーマに触れていきながら、それぞれご活動されている中で日ごろ感じていらっしゃるなどをお話しいただければというふうに思います。今回は初めての会議ということでありまして、そういう中で皆さんに発言をいただきたいと思っておりますので、私から一人一人お声をさせていただく形で進めていきたいと思っております。

なお、お一人2分をめぐにお話してください。多少の幅は持っておりますが、2分をめぐにしてお話しいただければと思います。

それでは、早速、この審議会の委員として3期目に入りまして、そういう意味では私と同じですけれども、北区屯田の防犯パトロール隊とんぼ隊の隊長をしていらっしゃる松井委員からお話しいただき、できれば、最初でもありますので、場の緊張を和らげていただければと思います。

松井委員から、とんぼ隊の活動の概要についてご紹介いただきますとともに、特に他の

団体などとの連携事例についてもご紹介いただければと思います。また、地域で連携をして防犯活動をしていく中で特に心がけていらっしゃる事があれば、あわせてお話を聞かせていただければと思います。よろしく申し上げます。

○松井委員 トップバッターでいきなり緊張を和らげろということで、通称、松山千春とも言われていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

冒頭に申し上げましたとおり、とんぼ隊という通称名ですが、子どもたちに親しまれています。とんぼ隊を発隊したときの合言葉がありまして、「地域が家族のように」ということです。地域が家族のような絆で結ばれば、結果、犯罪も減るでしょうし、思いやりの気持ちでハンドルを握れば交通事故も減るのではないかという発想で、単に犯罪を減らすために立ち上げた防犯パトロール隊ではございません。そんな中で、絆づくりが主体でございますから、例えば、屯田でいえばコミュニティネットワーク会議という連合町内会や屯田の各団体がこぞって入っているCネットという団体があります。そういうところと非常に密な連携をとって活動をさせていただいています。

そのほかに例えば、屯田の道路除雪をする業者、共同企業体の方たちとも連携をとって、共同企業体で使う車両の重機ですとか、パトロール車、それらにもとんぼ隊のステッカーを張っていただいて、冬の間も除雪作業をしながら地域の防犯に目を光らせていただくというような活動もしております。それらについては広く住民にも知らせなければいけないということで、その出陣式を行ったり、報道機関にもお願ひをしてそういう取材をしていただいたりもしております。

屯田地域の合言葉が「地域が家族のように」であります。今までの活動というのが地域のおじさん、おばさんだけだったのですけれども、有朋高校が屯田に中央から引っ越してきました。そのときに有朋高校のパトロール隊というのをつくってもらえないだろうかという声かけをさせていただいて、有朋高校でぜひやりましょうということで、今、高校生の隊員が50名ほどの有朋高校パトロール隊を立ち上げていただいて、とんぼ隊と一緒に活動をしています。大型店でビラ配りをやったり、春には自転車の乗り始めの時期に自転車に乗っている人たちにビラを配ったり、盗難に気をつけてくださいという話もさせていただきながら、活動をしています。

私は、とんぼ隊ばかりではなく、趣味で、ハーレーダビッドソンというオートバイに乗っており、そういうバイクを使つての社会貢献もできるのではないかということで、北海道ハーレー警ら隊というものをつくりました。

とんぼ隊は屯田地域だけです。それを全道にも広げていきたいということで、北海道ハーレー警ら隊は全道に隊員が50名ほどいて、札幌の屯田小学校と函館の小学校を結んで、それぞれのメッセージを書いてもらって、会つたことのない友達のことを思つて書いたメッセージの交換会ということで、ハーレー警ら隊が600キロメートルの往復の道のりを走つてメッセージ交換などもしております。

ちょっと進みますけれども、北海道“絆”menづくりプロジェクトを今年の5月に立

ち上げました。これは、先ほどもありましたけれども、事業者の役割ということで、企業が参加をして、企業の社会貢献の一環として、まずは自分たち企業の社員の絆づくり、家族の絆づくりをしてもらって、企業の絆ステーションとしての位置づけです。こちらからあらゆる情報を提供し、札幌市からの情報もありますが、それもメールで配信させていただいて、それぞれの会社の従業員に周知していただいたり、地域に発行するような「絆通信」もつくって、それを発信させていただいて、企業がまず地域のための絆づくりをして、犯罪者を出さない、交通事故をしない、そんな企業づくりをしていただく活動を全道に広げていっている途中です。

○千葉会長 松井委員、ありがとうございました。

熱弁をふるっておられましたので、皆さん方の緊張も少しはとれたのではないかと思います。

お話としては、地域で連携協力して防犯活動を続けていくには、お互いの結びつき、あるいは、絆ということが非常に大事なのだということであったと思います。松井委員がされている地域防犯活動団体とその他のボランティア活動の団体などが地域で連携することができれば、より大きな力になるということだったかと思います。

それでは、続きまして、佐々木委員のほうからお願いしたいと思います。

佐々木委員は、地域で防犯以外のボランティア活動をしていらっしやっておりますけれども、犯罪の防止のために、地域ボランティアの連携を積極的に進めるべきだという意見をお持ちだと伺っております。連携が必要だと思われたご経験があればお聞かせいただければと思いますし、また、連携を進めるにはどういうことが必要かといったこともあわせておっしゃっていただければなおよろしいのですけれども、発言は自由でありますから、余り私の言っていることにこだわらないで、どうぞ話をしてください。

○佐々木委員 私は、退職してからしばらくたっており、こういった会議に出た記憶が余りないので、きょうはちょっと緊張しております。

今、ボランティア活動をやっているのです。ちなみに、最後にやったボランティアの活動は、大通公園のごみ拾いです。これは先月の20日にやりました。結果は、すごくきれいだったのです。ちょうどYOSAKOIソーラン祭りが終わって、掃除が終わった後ではないかと思うのですが、とにかく、たばこの吸い殻がベンチの下にちょっとあるぐらいで大きな瓶とか缶はほとんどなかったということで、周りの人から「ご苦労さま」と声をかけられて、非常に気持ちよかったですので、またやろうと計画しております。そんなことで、今、ボランティア活動を、可能な限りやるようにしています。

地域のボランティアの活動の連携ということですが、今、地域のボランティア活動に参加している方が非常に増えていると思います。その活動の幅も広がっていると思います。これは、団塊の世代の方が退職された影響もあると思いますが、こういった地域の方に防犯活動にも力を貸してもらうことが得策だと思ったのは、地域のボランティアと連携したいということです。

そして、ボランティアの方は、地域の子どもから高齢者の方まで対象としたボランティアが多いのです。こういう方から口頭での犯罪被害の未然防止の啓発というのは非常に効果があると思いますし、地域の防犯のためにボランティアを活用、連携が必要ではないかということです。

また、ボランティアに関する活動の情報を必要としているのは、ボランティア自体もそうなのです。特に、仲間に相談関係のボランティアをやっている人がいますけれども、実際の相談の中で、犯罪が絡む相談も結構あるのだということで、これらの対応をする方法について情報交換や勉強会の場はないだろうかという話も聞いたことがあります。これも含めまして、こういったボランティアとの連携も必要だろうと考えました。

それから、私自身、現在、高齢者、障がい者の生活支援、それから、高齢者の地域見守りサポーター、オレンジリボン、これは児童虐待の地域協力員です。そして、不法投棄ボランティアで監視をやっております。そして、このたび、安全・安心なまちづくりの基本計画で、これらのことが関連事業となっていることがわかりました。そういった面からも、こういった地域ボランティアと一層の連携が必要だと思っております。

あとは、地域のボランティアを進めるために連携を進めるにはどうするかということです。まず、情報の共有が必要ではないかということが一つ浮かんでまいります。

それから、地域のボランティアや市民の方が活動に関して相談や連絡するときに、迷わないように、窓口をきちんと決めていく必要があるのではないかと感じております。

それから、実際に地域の方と連携してボランティアと連携してやるときには個人情報とかプライバシーの確保は注意が必要だと思いますけれども、特に、犯罪絡みの情報は、スピード感を持って連絡、連携する必要があると思います。

先ほどありましたけれども、情報をもらった場合は、地域の方に打ち返しを必ずするということですね。地域の方の情報も、そういうふうになればなと感じております。

何を言ったかわかりませんが、終わります。よろしく申し上げます。

○千葉会長 佐々木委員、ありがとうございました。

最初に緊張しているとおっしゃってございましたけれども、結構聞きやすく話をしておられたのではないかと感じております。今後も、どんどん発言をお願いしたいと思います。

それでは、続きまして、地域防犯活動に関する情報提供ということで、北海道防犯協会連合会の総務部長、そして、このたび副会長になられました野口副会長から、道内の防犯活動の概要についてご説明いただきたいと思っております。

また、防犯活動の地域での連携事例をご承知でしたらその紹介方々、お話をいただければと思います。

○野口副会長 今、私どものほうで製作した資料等を参考までにお配りして、ごらんいただきたいと。

これは、「道防連だより」と書いてございます。これは、警察から、全道の犯罪情勢等、いろいろな行政的な取り扱い、防犯活動などの取り組みについて紹介させてもらっており

ます。この中にもちょっとご紹介しておりますけれども、昨年末現在で道内における自主防犯ボランティアと申しますか、いわゆるボランティア団体が昨年末で1,625団体です。それから、青色回転灯装備車両をご存じかと思っておりますけれども、青色回転灯につきましては、一般の方も含めて、あるいは、市町村等の官公庁等の車両につきましても、各方面の本部長の認可を受けて青色回転灯をつけて日常パトロール、あるいは、通学児童の登下校の見守り活動、こういったことに有効活用しているということで、この青色回転灯につきましても3,292台ということで、ちなみに、これは全国一の保有数となっております。参考までにご紹介を申し上げます。

防犯協会の組織ということでございますが、防犯協会はどんな組織で、どんなことをやっているのか、ご存じの方もいると思っておりますけれども、公益財団法人ということで、平成23年に、公益財団法人の認定等に関する法律の移行によって、知事の認可を受けたということですが、そういうことがあって、その傘下につくられました。もともと防犯協会は警察署単位に設置された歴史がありまして、全道には五つの方面の防犯協会がございます。その傘下にさらに全道で71の地区防犯協会がございます。その下に、さらに市町村単位の私ども、単位防犯協会と呼んでいますが、そういった組織が全道で約155ございます。

どんなことをやっているのかと申しますと、先ほど、市の基本計画の概要のところでもご説明がありましたとおり、私どもは具体的には、春、秋、歳末期の地域安全活動というのがございまして、それぞれ住民集会等を開催して、防犯機運の高揚を目的とした活動、さまざまなイベントを全道的に展開しております。

そのほか、いろいろな強調月間がそれぞれ設けられております。少年の非行防止とか、さまざまな振り込め詐欺防止、被害防止強調月間がございますが、こういった強調月間における街頭啓発を進めております。

さらには、警察署と連携をして防犯パトロール、子どもの見守り活動、防犯診断、あるいは、さまざまな広報、啓発、資料の作成、配付、あるいは、先ほどお年寄りのお話しもございましたけれども、さまざまなお年寄りの集まったゲートボール大会とか、カルタ大会、あるいは、少年のスポーツ大会、こういったイベント等を開催して防犯を訴えていくというような活動です。このほか、いろいろ街頭放送を使ったり、先ほども発生が増加しているという自転車盗、車上狙い、タイヤ盗、こういったものの被害防止の広報、こういったことを中心に進めております。

ちなみに、71の地区防犯協会があるとお話ししましたが、このうちの54地区防犯協会は、各警察署の生活安全課の中に事務局がございます。残りの17が市町村防犯協会ということで、市町村の中に事務局があるということです。とにかく、警察の中に事務局があり、地区防犯協会がございまして、自主防犯ボランティア団体という皆さん方と、各地区防犯協会といろいろ深い連携をとりながら、さまざまな活動を進めているのが実態でございます。したがって、警察が持っている生の犯罪情勢とか、今この地域でこんな事件が多い、あるいは、危険性があるという情報を得て、それに沿った活動をしております。

これも、それぞれのボランティア活動団体の皆さん方に、できる範囲の活動を進めていただいているということでございます。

どうしても防犯と言いますと危険も伴う場面もあるかもしれない。皆さんもご承知のように東京の練馬区の交通誘導員の方が本当に身をていして子どもを守った。あんな場面も全くないとは言えないかもしれません。いろいろな事象、事故の防止には注意しなくてはいけないと言いながら、そういった面でも警察といろいろな活動を連携してやるのは非常に心強いという意味合いから、そういった実態でございます。

ボランティア同士の連携というお話については、先ほどちょっとご紹介がございましたね。ああいう活動が行われております。加えて、今申し上げたとおり、地区防犯協会、あるいは、警察にそれぞれ届け出をしたり、アドバイスを受けたりという中で、いろいろな調整を受けて協力して、各地区防犯協会長と警察所長の連名の委嘱で地域安全活動推進員制度というものが既にあります。昔の防犯連絡所といいますか、一般住宅の玄関のところに赤灯があったのをごらんになった記憶の方もおいでになると思います。あれが、今、形を変えて、防犯活動推進と呼ばれる制度が行われております。こういった方々と一般のボランティア活動の皆さん方が共同して振り込め詐欺、例えば、年金の支払われる日が近くなった、あるいは当日を含めて、郵便局、銀行でさまざまなチラシを配ったり注意を呼びかける、こういった活動も進めているところでございます。

あと1点ですが、とんぼ隊の隊長もお話ししていましたが、町内会、連合町内会の方々には、結集するとすばらしい力を持っているなど常日ごろ感じております。いわゆる各地域に根差した絆で、まさに一般のそこに居住している皆さん方を代表する町内会の役員の方だとか。ただ、残念ながら各町内会にも防犯部だとか、あるいは、交通安全の部門があって、さまざまな活動はしていただいても、やっぱり地域、地域によって多少なりとも温度差があるのかなという気がしております。

私は、昔、稚内にも勤務したことがございまして、ご承知の方もおいでになるかもしれませんが、稚内市防犯指導員協議会という組織がございまして、これは、トップに稚内地区防犯協会連合会という組織がございまして、その下に位置しているのですが、その実態は、稚内市の全市の町内会の代表者がその組織を構成しているということで、さまざまな計画、話し合われた内容が直ちにそれが地区に持ち帰られて、地域住民の皆さん方にも周知される。また、活動がすばらしいのです。春先の雪解けの危険箇所子どもたちが落ちたり、そういう危険な状態をいかに大人たちがカバーしていくかという春の活動から始まって、年間を通して、すばらしい活動をされております。

やっぱり、町内会というのは、すばらしい力を持っているなという気がしております。

ちょっと中途半端になって恐縮でございます。

○千葉会長 野口副会長、地域の防犯活動の連携事例について教えていただき、ありがとうございました。

その地域の防犯活動の主体に関してですが、ただいま紹介いただいた事例やとんぼ隊の

ようなボランティア組織のほかに、事業者も重要であると考えられます。

そういう意味では、今回、地域における防犯活動に積極的に取り組まれているSMB C
コンシューマーファイナンス株式会社の梅田委員がいらっしゃいますので、その概要につ
いてご紹介していただければと思います。よろしく申し上げます。

○梅田委員 よろしくお願いいたします。

私どもSMB Cコンシューマーファイナンスお客様サービスプラザは、3年前の7月か
ら主に社会貢献活動を行っております。平成23年2月に、札幌方面中央警察署と地域に
関する協定書を締結しました。主に、その内容としましては、当社の2階で無料のイベン
トスペースを解放しており、そちらで地域住民を対象とした、先ほど安全サポーターズ
のご紹介がありましたが、闇金融や振り込め詐欺、これに関する地域の安全及びお金にかか
わる啓蒙に関するセミナーを開催という部分と、もう1点は、当社店舗の外側の壁に電子
看板を設置しており、こちらに防犯、防災に関する情報発信を行っております。主に、啓
蒙広告としましては、自転車の盗難防止のツーロック運動や、同様に振り込め詐欺の啓蒙、
交通安全運動の内容、季節に合わせた警察とか消防とか地域の啓蒙文を発信して狸小路を
通られて信号待ちの方たちに対しても、定期的な情報発信をする活動を行っております。

それ以外には、子ども110番の家の登録ですね。また、町内会の近隣の小学校の下校
時の防犯見回り活動、地域の美化活動を行っております。先ほどご紹介のありました安
全サポーターズ登録という活動も行っております。当初、プラザの活動自体、3年ぐらい、
いろいろなやり方や方向性がわからない中で徐々に地域に根差した活動を行いまして、当
社のイベントスペース、事務所の中でしか啓蒙活動を行っていなかったのですが、最近
は、出前講座という形で、各教育機関、学校関係や団体の方のところに行って金融トラブ
ルの啓蒙活動を行っている状況でございます。

また、他団体との連携に関しては、まだまだ3年弱ということで当社の活動自体、地域
の皆さんと交流や共同を通じてまだまだ成長していきたいということで、地域に根差した
啓蒙活動を行って、地域を発展し、安全・安心なまちづくりに必要な会社として認めら
れるような活動を意識して頑張っております。

○千葉会長 梅田委員、どうもありがとうございました。

日常的に地域で活動しているという事業者に防犯活動をしていただけるのは、地域にと
っても非常に心強いことではないかと思えます。

さて、これまで、地域における防犯活動についてお話をいただきましたけれども、他方、
市民一人一人がみずからの安全を確保することも重要と考えられます。そこで、子どもが
暴力から自分を守るための活動というものに取り組まれている木村委員、その取り組みに
ついてご紹介いただけますか。

○木村委員 資料をお持ちしました。

北海道CAPをすすめる会の木村里美と申します。前期に引き続き、今回も担当させて
いただきます。前回は一般社団法人J-CAPTAというCAPのトレーニングセンター

の肩書で参加させていただきましたが、今回は地域で活動するCAPということ活動を活動している市民団体の代表として参加させていただきました。今お配りした資料は、「CAPってなに？」という一般の皆さんにお配りしているパンフレットになっています。CAPというのは帽子だけれども、子どもをさまざまな暴力から守るほうの防止だよということで、今、折ってあるものをぱっと開いていただくと、中にご説明を書いています。子どもを守る活動ですが、誰が子どもを守るのか、もちろん札幌市も子どもを守るためにさまざまな法律もできていますし、それから、事業者も本当にさまざまな取り組みをされ、地域の人も守って、親も先生も守っているのですが、CAPはさらに子ども自身が自分を守れるのだというところに立って、子どもの力を信じ、その力を引き出して、子どもがさまざまな暴力に自分の力を使って対処していけるというプログラムを、実際に子どもの教育現場に呼んでもらって、例えば、学校などに行ってプログラム提供をさせていただいている活動です。

それと同時に、子どもだけではなくて、周りの大人にも、子どもをどうやって守ったらいいか、もし被害に遭ってもできることがあるよということを伝えています。黄色いところのCAPの絵はアソルトですが、子どもは、さまざまな暴力に遭っています。全ての世代の中で最も被害に遭っているのは子どもだという世界的な調査も出ています。知らない人からも暴力を受けますけれども、身近な大人からも受けています。札幌市の虐待防止の取り組みの要保護児童対策地域協議会にもCAPを入れていただいています。虐待なども含むさまざまな暴力に自分の力を使って解決できという取り組みです。なぜ子どもは暴力に遭うのかということも、青いところに書いている3点あって、力がないから暴力に被害に遭いやすいのですが、子どもも力を持っているのです。その力を人権という力で、スローガンは「安心・自信・自由」という言葉ですが、「安心・自信・自由」の権利を守るためにいろいろなことをしていいよと具体的に教えています。

暴力についての正しい知識も教えています。知らない人が暴力の加害者になることがあるのですが、正しい知識を教えています。知らない人のほとんどはいい人です。これは事実だと思うのです。でも、子どもに近づいて子どもをだます人がいるので、そういうときに何ができるかということも教えています。知らない人には自分のことを言わなくていいよ。もしも話をすることがありますから、挨拶をしたり、地域の人と話をしたりすることがありますけれども、もし見たことがない人、見たことがあっても、いい人か悪い人かは見ただけではわかりませんから、そういうときは、離れて話をしてもいいよという腕2本分の距離とか、もしつかまれそうになったら何をしてもいいから逃げていいよ、あなたの権利、命にくっついていて人権を守るためにはできることを何でもしていいよという具体的な護身術も教えています。

その中の一つに、特別な叫び声も教えているのです。防犯ブザーを子どもたちは持っている子が多いですし、まちづくりの中の予算を見ても防犯ブザーを配っている予算がついていました。そういうものを持って安心する子もいますけれども、それを忘れてきたら心

配になるのです。電池があるかどうかもいつも気にしなくてはいけないのです。特に小さい子はなかなか使えないです。ですから、防犯ブザーのようなものにかわるものを子どもの中に持たせたいと思います。その特別な声を教えています。

前回は出しましたけれども、出してみます。お腹の中に力を入れて出すのです。こんな声です。

〔叫び方の実演〕

○木村委員 こういう声を教えるのです。そして、子どもたちと練習します。この声は単に誰か助けてというだけではなくて、自分は強い、私の中には力があるのだ、変な今年ないでという意味の入った声なのです。ですから、これを子どもたちが自分を守る道具として持ってほしいなと思って、年齢に合わせたプログラムを提供しています。

さらに、もう一つ必要なのは、周りの大人が子どもをしっかりと守っていくということだと思います。札幌市は体感治安が少ないというところを見ても、怖いニュースが広がったときに、子どもたちも不安を持ちます。また、いろいろな事件が報道されたら不安になるのは当たり前だと思うのです。不安は伝染します。でも、そこでできることがあるよということをしつかりと伝えておけば、子どもは自分を守れます。大人ができることは、まず子どもの心配を聞くことです。その前に、大人同士の心配を話し合ったほうがいいと思います。大人の不安を子どもに回さない。そして、子どもの心配をしつかり受けとめる。その聞き方は、開いていただいて、ポスターになっていますが、ここに書いてある全ての大人が子どもにできること、子どもの話を聞いてください。怖いことがあったときには特にそうです。非難したり、批判したり、責めたりしないで聞いてください。被害者は悪くないよとぜひ言ってください。そんなことが書いてある七つのアドバイスと書いていますが、そんなことを、ぜひ地域で子どもを守る活動をしている大人の皆さんにもお伝えし、一緒に連携していただき、私たちはプログラムを届け、そして、大人を信用していいよと言っていますから、子どもが地域の大人に相談したときには、そういう対応をしていただけたら、本当に安全な地域になるのではないかと考えて活動しています。

これは、被災地で配っているのです。実は、被災地でCAPが採用されて、ユニセフのお金で広がっています。被災地は不安がいっぱい広がっているのですが、子どもを中心にまちづくりをもう一度つくっていく、そこで、子どもたちがこのまちに生まれてきてよかったと思えるようなまちにしたいということで取り入れていただいています。札幌の子どもたちも、札幌に生まれてきてよかったのだ、札幌には子どもを大事にする大人がいっぱいいるのだということ、ぜひ私はこの活動を通して皆さんとつながって続けていきたいなと思っています。

2期目に何ができると考えていたのですが、今のお話を伺いながら、キーワードは連携かなと思っていますので、頑張ってくださいと思います。よろしくお願ひします。

○千葉会長 木村委員、どうもありがとうございました。

いわゆる犯罪弱者である子どものころから、みずからの安全を守るということについて

学ぶことは非常に有効であり、その子どもの安全のために大人が連携協力することは重要だというお話でありました。

さて、一般に犯罪に弱い対象として子どものほかに高齢者、あるいは、女性なども考えられているところです。特に性暴力に遭われた女性などの相談業務などを行われているNPO法人女のスペース・おんの理事の川瀬委員、女のスペース・おんの活動の概要についてご紹介いただけますでしょうか。あるいは、その活動の中で、女性が犯罪に巻き込まれている事例に接することもおありかと思えますけれども、そうした犯罪を防ぐために地域でどのようなことをしていったらよいのか、考えていることがありましたらお考えをお聞かせいただければと思います。

○川瀬委員　ご紹介、ありがとうございます。

前回は、代表理事の山崎が委員をさせていただきました、今期2期目の女のスペース・おんの川瀬と申します。よろしく願いいたします。

私どもの活動は、ドメスティックバイオレンスの被害者や、セクハラ、働く場での犯罪被害者、性暴力被害者であったり、性犯罪の被害者の相談支援などを行っている団体です。今年で20年の活動を続けている団体です。民間で活動を続けておりますが、相談や1次保護、自立支援という業務に関しては、北海道や札幌市と、業務を受託しながら、連携しながら行っております。

地域で女性が被害に遭うときに、やはり自分が悪いと思って相談窓口に行けない、相談ができないということや、相談をしても次にどうしていいのかわからない、経済的不安であったり、今後のことが不安であったりという方が多くいらっしゃいます。地域でできることとすれば、やはり情報発信が大きな力になると思っています。札幌市が設置しております配偶者暴力相談センターでも、相談が一番多いのが30代、40代の女性たちです。これは、全国的に見ても同じ傾向があります。そういう子育て世代に多い方々に、例えば、幼稚園や保育園、また小学校や中学校などでDVのことや窓口を広報していただくとか、私どもは5年ぐらい前から中高大学生など若い世代に向けて暴力の被害者にならないようにということでデートDVの講座なども行っております。

啓発しながらも実際に被害を受けている方に支援をする中では、やはり、相談した後、確実に安全だという保障がないと、なかなか相談から避難ということは難しいと思っております。実際に、シェルターを利用して自立した後の方々でも、例えば、興信所や郵便や宅配業者から情報が漏れてしまって、新しい場所がわかって、また転居しなくてはならないということがありますが、いつまでも逃げていけばいいというものではなく、被害者が安心して暮らせるためには、周りの力、地域の力が必要だということを強く感じております。その一方で、個人の情報をどこまで周りの方にお渡しするのがいいのか、そこがこれからの課題になってくると思います。

2年間、どうぞよろしくお願いいたします。

○千葉会長　川瀬委員、ありがとうございました。

川瀬委員からは、女性の安全を守るための活動について教えていただきました。

さて、犯罪には暴力など、身体的な安全を脅かすもののほかに、詐欺など経済的な被害を発生するものもあります。奥谷委員に、消費者センターでは架空請求など、犯罪に当たる事例の相談もあるかと思えますけれども、そういった事例に接したときにお感じになっておられること、また、そういった被害を防ぐために地域でできることがあるとすれば、それはどのようなことなのか、普段からもしお考えになっておられることがありましたらお聞かせいただければと思います。

○奥谷委員 札幌の消費者センターでは、大体450ぐらいから500前後の詐欺の相談があります。でも、詐欺のターゲットは大体が高齢者でして、北海道自体、世帯主が65歳以上を高齡世帯と言うのですが、高齡世帯の増加率が全国で一番多いのです。今は全国的に半分くらいですけれども、あと5年、10年たつと、全国的に5位とか6位ぐらいに上がってくるだろうと言われています。高齡世帯というのは、単身世帯であったり、夫婦とも高齡という場合もありますけれども、特に北海道はそういう世帯が増えてくる状況にあります。

特に、そういうターゲットにされるのが、ある程度、金融資産を持っている高齢者です。例えば、我が家は、そんなものはないのに、しょっちゅう電話がかかってくるのです。要するに、高齡世帯なので、リストがあるのでしょうか。いろいろな情報が漏れているのだと思います。ですから、大してないところもどンドン電話がかかってくるし、訪問も時々あります。でも、今、高齡世帯に関しては、ネットよりはまだまだ電話が多いです。直接の訪問も多いです。若い世代になるとネット関連が多いのですが、やはり高齡の方は直接の訪問と電話です。

先週、こことぴったりの事例の電話がありました。住宅が雪で傷んでいませんかというお電話でした。とても親切な女性の方が、ぜひ見せてほしい、お宅は絶対に雪で傷んでいないはずだと。雪の重みでちょっとうちも心配だったのですけれども、特に無落雪とか、北海道は多いですから、三角屋根もいろいろ問題が出ました。でも、そういう住宅の補修あるいはリフォームですね。屋根とか壁とかそういう問題があるときに、二、三年前からあるのですけれども、損害保険で無料で修理ができるのだという事例が結構増えてきて、今年も増えてきているのですけれども、大雪でしたので、もっと増えつつあるのではないかと私たちはとても危惧しているのですが、まさにそれが我が家でありまして、雪で傷んでいないかどうか、ぜひ見せてくれという声です。

本当に、今から行くよみたいな電話でした。私は、聞きたかったので、どういう反応をするのかいろいろ聞きましたけれども、横に主人がたまたまいたのですけれども、深入りするな、それはもう超えているぞということでストップをかけられたのです。実際に来てもらってもいいかなと思ったのですが、とにかく関係なく電話をかけたりにしています。

ぜひ皆さん、電話は、要りませんとか必要ないです、ときっぱりした言葉で断る。それから、自宅にいろいろ訪問があると思うのですけれども、そういうときも、インターホン

をなるべくつけていただいて、ドアを開けないということです。そして、一度だまされたお宅は、リストに載って、何度もまたひっかかるという事例が結構あるのです。ひっかかりやすいタイプというのはもうわかっているのです。そういったことは防いでいただきたい。特にインターホンで、きっぱり要りませんという言葉で断っていただきたいと思います。

あとは、地域の連携という話では、先ほど言いましたように、高齢者の世帯が多くなると、どうしても孤立してしまいます。ですから、特に若い世代で孤立しているところもあるでしょうし、周りとのおつき合いをしたくないというところもとても多いです。特に、札幌は、昨今、新築の物件の半分以上がマンションになってきています。ですから、マンションにお住まいの方、共同住宅にお住まいの方が多いので、ますます孤立しやすくなってきています。そういった面でも、特にターゲットになっている高齢世帯ですね。できるだけ皆さんが連携をとっていくというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば、私は、2年前から、スリムネットというごみ減量の推進をしているところにかかわって、地域では、ごみにかかわるところでつながっていきたいということで、10とか20ぐらいのごみステーションを皆さんと回ったりして、ごみが汚れていないか、カラスの被害に遭っていないか、あるいは、違法に捨てられていないか、きちんと分けられているかとか、そういったことで、皆さんとお話ししながらごみステーション回ったりします。

そうすると、時々、どさっと捨てられていたりするのです。そういうところは、お子さんが引っ越しをして、全部一緒になって捨てられていたことがあるのです。それを、違えますよといって持っていきましたら、そこのお父さんが、奥さんが入院されていて、お子さんが東京の大学に行くので僕はわからないので捨ててしまったと。いろいろお話を伺っていて、では、昼間はいないのですよねということで、そういういろいろな情報がごみから発生してくるのです。ということで、昼間はいないので、皆さんでやっぱりごみがわからないときは聞いてよねという話から、昼間にはないのでよろしく願いしますと逆にお願いされたりもしました。

ということで、地域というのは、ちょっとした取っかかりで、皆さん、いろいろ手を差し伸べられるのを待っているところもあります。皆さんは、地域でいろいろ活動されていますので、特に高齢世帯の孤立した世帯をなくすように、できるだけ声をかけて、皆さん、個人情報を手に入れることはなかなかできないのですけれども、外で立ち話するぐらいでしたらいろいろ聞けますから、ぜひ、そういう連携を深めて、一つでもだまされる人がいないように、高齢者の大事な貯金が一銭も減らないように、できるだけ皆さんがつながって活動していただきたいと思います。

○千葉会長 奥谷委員、ありがとうございました。

私も、高齢世帯の仲間入りをしておりますので、気をつけたいと思います。

ところで、これまでのお話は犯罪の被害から身を守るという観点からのお話でありました。今回、ここに、犯罪をした人の再犯を防ぎ立ち直りを助けるとともに、地域の犯罪の

予防を図るという活動をしておられる保護司の代表としまして、札幌保護司会連合会会長の藤本委員が審議会に加わっております。藤本委員より、保護司の活動の概要についてご紹介いただければと思いますし、保護司の活動をしていく中で地域との連携についてお考えになることもあろうかと思えますけれども、普段からお考えになっていらっしゃるごことがありましたらお聞かせいただければと思います。よろしく申し上げます。

○藤本委員 保護司会から来ました藤本です。同じ保護司として伊藤委員も同じ保護司でございますので、共通点のことがいろいろあるかと思えます。私たち保護司は、保護司法及び更生保護法に基づいていつも活動をさせていただいております。特に、罪を犯した人で刑務所や少年院から出てきた方々の保護観察を主として受けて、助言などをさせていただいております。

私たちは犯罪者と言わないで常に対象者と言っていますけれども、対象者には法に基づいた指導等をさせていただいておりますが、そのほかに通年で犯罪予防活動をさせていただいております。特に、この7月は強化月間としまして、社会を明るくする運動のもとに、副題として先ほどからいろいろ出ております犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の力、先ほど松井委員もお話をしていただきました地域の力ですが、これを副題として、いかに地域の方々に助言をしていただけるかということですね。犯罪を犯した人たちは、必ず地域に戻って生活をします。そんな関係で、やはり地域の方々の力がなければ、なかなか立ち直りが難しいというところなんです。したがって、非常に大きな問題としまして、先ほどからお話が出ておりますけれども、平成20年をピークとして、21年度からどんどんと刑犯罪者が減少している傾向は先ほどからのお話でよくおわかりかと思えますけれども、この減少の中に初犯の方と再犯の方を比較すると、3分の2の人が再犯を犯しております。この原因は何かというと、やはり満期で出られても住居がない、住むところがない、働くところがないということで再犯を犯してしまう。ここを何とか改善しなければいけないということで、今日、取り組んでおります。

それから、今回の国会におきまして、刑の一部執行猶予制度が新しく創設されました。もう一つ、社会貢献活動という法律も衆参を通過して成立しました。これは、実際に施行されるのが2年後、あるいは、3年後ですが、モデルケースとしても一部実施をさせていただいております。この刑の一部執行猶予につきましては、3年の刑の方につきましては、実刑を2年間受けていただいて、あとの1年の実刑を保護観察に切りかえます。この中で、保護観察になりますと住居の確保、就労の確保ということが出来るものですから、再犯を防止するために住居と就労をきちんとしようということです。それから、社会貢献活動につきましては、現在、社会参加活動ということで実施しているのですが、この法律が施行されますと、特別遵守事項の中に社会貢献活動ということで、先ほどお話がありました大通公園のごみ拾いなど、社会に貢献のできる活動をしていただいて、社会に順応していただく、それから、物の考え方も社会一般の通念に変えていただくということで再犯を防ぐことをしております。

また、小・中学生を主体としました作文コンテストも実施しております。スローガン、それから、いろいろなポスター、ティッシュといった資材を配付させていただいて、犯罪予防のために国民の方に広く啓発しているところであります。

私が常に考えておりますのは、特に札幌だけではなく、保護司と言うと法務省関係ということで各機関がちょっと別な扱いという感覚をお持ちで、私たちが非常に困っているのですけれども、各種団体の犯罪の関心の育成とか防犯というところからなかなか声がかからないのです。一緒に活動したいということを常々訴えているのですけれども、なかなか声がかからないので、これから、これを機会に、ぜひ皆さん方と横の連絡をとりながら、犯罪のない明るい市民づくりのために保護司会も頑張っていきたいと思っております。

ちなみに、3日に、札幌市の局長に対して法務大臣のメッセージの伝達式をテレビ塔で実施する予定であります。

以上です。

○千葉会長 藤本委員、どうもありがとうございました。

犯罪をした人の立ち直りを助けるには地域の力が必要だということを教えていただきました。

さて、今回の審議会の委員には、もう一人、保護司がおられます。市民からの公募委員として選任されました伊藤委員であります。伊藤委員は、保護司としての活動のほか、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指すボランティア活動であるBBS活動にも力を入れているというふうに伺っております。伊藤委員、BBS活動についてご紹介ください。また、地域防犯のための連携につきまして、ふだんから何かお考えになっていることがありましたら、お聞かせいただけないでしょうか。お願いします。

○伊藤委員 普段、子どもの支援と子育て支援の活動にかかわっております伊藤と申します。

共通認識としまして、保護司とBBSについて簡単に触れようと思っておりますが、保護司に関しましては、先ほど藤本委員から詳しくご説明がありましたので、割愛させていただきます。

BBSというのは、戦後間もない昭和22年に、京都の一学生が、路上で暮らす子どもたちを何とかできないかと思い立ったのが最初で、行政に働きかけて始まった取り組みであります。その後、法務省の保護局の公認関係協力団体として保護司連盟や公正保護助成会と連携をとりながら、法務省保護局の連携のもとに活動している青年ボランティア団体で、現在、全国に4,500名ほどの会員を持っております。北海道には、そのうちま280名ほどが活動しています。

BBSと言いますのは、ビッグブラザーズアンドシスターズムーブメント、お兄さん、お姉さんのような立場で非行のある少年や社会不適用の少年たちの立ち直りの協力をしていこうというものです。

どんな活動をしているかと申しますと、保護観察中の少年との友達活動とか、グループ

ワークと言いまして、地域によって活動の内容は多少違いますが、ごみ広い活動に参加したり、バーベキューを楽しんだり、果物狩りをしたり、ボーリング大会に参加してもらったりといった取り組みの中で悪い仲間との縁が切れている中で、ひとりぼっちで孤立している少年たちと友達活動を通して立ち直ってもらおうという取り組みです。また、少年院や児童自立支援施設などの訪問活動なども通して活動している団体でございます。

地域防犯についてのさまざまな主体との連携ということですが、BBSだけではなく、普段、私はいろいろな市民活動を通して思うところがございます。今、たまたまこちらにはCAPの木村委員がおられましたが、以前私はCAPにも所属していて、木村委員から先ほどの大きな声の出し方の指導もいただきながら活動した経緯もございます。

先ほどご紹介いただきました保護司の活動もしている中、防犯関係では、薬物乱用防止指導員や、少年指導員、少年補導員等もさせていただく中でかかわらせていただいています。

また、個人的にはなりますが、私は臨床心理系の大学院を出たのですが、もともと大学は法学部で、そのときに千葉会長のもと、千葉ゼミで勉強させていただいた立場でもございます。

私はまず、六つの連携ということで提案を申し上げたいと思います。

一つに行政と行政との連携、二つ目として行政内の連携、三つ目として行政と民間との連携、四つ目として民間と民間との連携、五つ目として警察や報道との連携、六つ目として子どもたちと考える防犯という意味での子どもたちとの連携です。

まず最初に申し上げた行政と行政の連携ですが、札幌市には、近隣市町村から多くの人たちが、日々、通勤や通学、買い物などに訪れていると思います。これまで行っていた、あるいは、これから行っていく取り組みというのは、札幌市のみならず近隣の市町村とも連携を図りながら進めていくことが望ましいということは皆様ご承知のとおりかと思えます。それぞれ近隣の市町村との取り組みを持ち寄りながら、各行政間の横の連携を強化していくということは欠かせないことの一つであると日ごろ考えております。

それから、二つ目の行政内の連携でございますが、札幌市には多様な部局があって、計画案にもありますように、それぞれの部局に関連のある内容の業務を日常から行っていると思えます。

残念ながら、計画案に盛り込まれた取り組みは、本基本計画のために発案されて実施されているものなのか、縦割り行政の中でふだん行われている業務の中から関連のある取り組みを抜粋して記載されているものなのか、基本計画を見るだけではちょっとわかりにくいというふうに一般市民としては感じました。

同時に、市民からは、地域で行われているその取り組みが本基本計画に関係ある取り組みとは認識されていない可能性も示唆されます。その取り組みがなされていたとしても、何を目的でなされている取り組みなのかが地域にアピールされていなければ、地域住民への意識喚起にもなかなかつながらないのではないかと。その取り組み自体が基本計画にある

取り組みの一環とやられているということをアピールすることが必要になってくると考えます。

基本計画の15ページにありました第4章の1の(1)に、具体的な施策とありました。これには市民への意識啓発というのがありましたが、並行して、市職員の意識啓発も兼ねて、縦割りの部局とは違う横の組織として各部局から本基本計画に係る担当者を選任したプロジェクトをつくることを提案したいと思っております。それは、現に計画案に盛り込まれた部局のみならず、計画案には取り組みが示されていない部局であったとしたならば、その部局も含めて何ができるのか、何ができているのか、プロジェクト員が中心となり精査していただきながら、部局の職員への啓発もご担当されてはいかかかと考えておりました。

同時に、縦割りではない部局の枠を飛び越えた横の連携を強化していただき、それぞれの部局とは直接関係ない取り組みでも、プロジェクトとしては全部関係がある取り組みだという意識の中で、各部局に持ち帰っていただいた職員の意識啓発を具体化していただければと思います。そして、本委員会とそのプロジェクトの合同の活動が実現できればと考えておりました。

そして、次に、行政と民間との連携ですが、行政だけではなかなか取り組めない面での民間の協力と民間だけでは取り組めない行政の取り組みを行うことで相乗効果を生み出すであろうということは皆様周知のことと思います。連合町内会のみならず、NPOや地域で取り組む市民活動団体は、防犯関係でも多くの団体があって、お年寄りや子どもというテーマに特化した団体も含めると数え切れません。現に取り組んでおられる地域安全サーターズといった取り組みをさらに継続、発展させて、防犯や非行防止を中心に係る民間の団体にいま一度呼びかけていただいて、その代表者が一堂に会し、基本計画の再確認とベクトルの向きを同じにしていく取り組みが必要なのかなと考えております。

また、そういった活動が地域で多数行われていることを強く告知していくことが犯罪抑止と市民安全感の向上につながっていくのではないかとこのように考えます。

また、次に、民間と民間との連携ですが、今申し上げた民間の取り組みは多々ありながら、その組織間の連携はなかなか進んでいないところがあると考えております。それを取りまとめてつながりをつくるコーディネーター役として行政に一役買っていただければと考えています。その横のつながりをつくる機会を設定していただけないかということが一つ提案でございます。

それぞれの団体の運動資金は限られていますが、目的を同じに、もしくは同じような方向性のある取り組みに関して合同で実施することで経費の面や意識の面、それから、啓発の効果など、より多くの利点を期待できるものと考えています。

それから、警察と報道との連携に関してですが、警察では一般市民にも事件発生の概要をメール等で配信しています。報道関係では、事件性の高い一部の事件だけ報道しているのが現状です。地域では、先ほど説明もございましたが、自転車盗や車上狙い、万引き、

児童への声かけや露出等の変質者の事案は1日に何十件も起こっているのが実態です。しかしながら、事件があった情報の提供はまだまだ能動的に市民のほうからそういった情報がないだろうかと働きかけないとわからない状況にあるように感じてなりません。

基本計画の4ページの(4)に、犯罪に関する情報のアンケート結果がありました。先ほどご説明もありましたが、こういった情報はまだまだ足りておらないという実態でしたけれども、それだけの事件が起きていることすら知る術がまだまだないのかなというふうに感じました。

また、事件が発生した情報を得ても、それが解決されたのかどうか、どれだけ解決されているのか、解決や防止に向けた取り組みはどうかされているのかに至っては、なかなか情報としてとることが難しいと感じております。たくさん犯罪が周りで起きている現状を正しく伝えるとともに、単に恐怖心を与えるに終わらないためにも、どう取り組まれ、どう解決されたのかの情報まで市民に伝えていく必要性を感じます。それには警察の情報提供のあり方や報道のあり方に関して検討、協力を要請していく必要があります。本委員会が中心となって、警察並びに報道各社との懇談会を開催し、情報の伝達のあり方協議の開催をすることを提案したいと思います。そこには、同時に、地域の防犯の取り組みも情報提供されることで事件解決がなされている実態や、それに向けての取り組みがあることを知ってもらえて、恐怖心を安心感に変えていくことができるものと、これまで参加されていなかった市民への参加への喚起にもなり、なおかつ、犯罪に手を染めようとしている人たちへの警告と犯罪抑止にも効果があると考えています。

そして、最後に、子どもたちと考える防犯という意味での子どもたちとの連携ですが、小・中学生を中心にした子どもたちが考える防犯、子どもたちにもできる防犯を子どもたち自身で考えていく機会をつくるということを提案いたします。基本計画の基本施策3の子ども等の防犯力の育成の中の②にあります地域安全マップづくりの推進をさらに発展させて、それぞれの学校区の危険な場所、安全なマップではなく、危険な場所マップづくりを子どもたちの手で行うことを提案します。これは既に一部の学校単位では行っている学校もありますが、この取り組みを拡大してはいかがでしょうか。

また、先ほど、木村委員が取り組んでおられるCAPへの取り組みは民間など多くの小・中学校等で実績があり、現に、子どもたちがみずから危険から逃れた実績もあるというふうに認識するところです。こういった活動をベースに子どもたちがみずからできる取り組みを育てる環境づくりは大切だと思っております。例えば、本委員会の関連委員会として市内の小・中学校の児童会や生徒会の代表者会議を設け、子どもたちが取り組める防犯をテーマに話し合ってもらい、各学校での取り組みへと発展させていってはいかがでしょうか。それは、大人だけではなく、子どもも防犯活動に参加するという意識づくり、そして、自分は地域に必要な子どもなのだという意識づくり、なおかつ、子ども自身の健全育成、非行防止教育にもなると考えております。

それと関連して、今の六つの提案とは別に、保護司やBBS会は、現に、犯罪や非行を

犯した人や少年の更生を支援するかかわりが強い取り組みです。言葉をかえますと、加害者支援と言えるのかもしれないというふうに思っています。犯罪のあるところ、被害者があって、どんな理由があろうとも犯罪が悪であり、被害者がしっかりと保護されなければならないと考えています。

これを前提に申し上げますが、加害者もまた被害者である場合があると普段感じているところがあります。更生した人はもとより、更生しようとする人もまた一市民として犯罪に巻き込まれないように手当てしていかなければならないと思っています。

非行のある少年を例にとると、非行行為を犯すこと自体が目的というよりも、いじめや仲間外れ、あるいは、家庭内での心の居場所等の問題でたまたま自分を受け入れてくれると感じた場所が非行のグループであったという場合も少なくありません。つまり、非行行為そのものは決していいことではありません。悪いことです。違う側面から見ると違う環境がもとで引き起こされた2次的な現象であるという一面もあるということをお忘れはいけなないと私は思っています。高齢者の犯罪に関しましても、先ほど藤本委員からお話がありましたように再犯者が多く、あるいは、認知症や何らかの精神疾患を伴い、規範意識が低下している中で再犯を繰り返す例も多々ございます。

また、その先ほどのことと関連して、貧困や仕事がないために行われる犯罪も多発しているのが現状ということをお踏まえすと、いじめ問題の解決や子育ての援助やその環境の整備、高齢者への保護やケースワーク等の取り組み、そういった必要とされる家庭への生活保護などの取り組みの連携強化は、将来的な犯罪者をつくらないためにも必要な取り組みであり、現に、別の審議会等でいろいろ検討されていると思いますが、そういったほかの審議会との連携強化も必要になってくるのではないかとということで、私としては、この委員会以外に、既存のいろいろなことを協議されている審議会と、お互いに何ができるのか、協力し合えるところはないのかといった協議会を開催してもいいのではないかとということをお一つ提案につけ加えさせていただきます。

最後になりますが、意見として、地域の大人による子どもを含む地域への人への声かけ運動や挨拶運動の強化が、例えば、子どもに不審な人が声をかけているときに、こんにちは、どうしたのと声をかけることによって抑止効果があり、なおかつお年寄りに声をかけることによって何か犯罪に巻き込まれていないかということをお事前に防止することもでき、あるいは、犯罪を起こそうとしている人に対しては顔を見られた、声をかけられたということによって抑止効果もあるというふうに考えておりました、こういった声かけ運動を強化していくことを提案して、意見として述べさせていただきます。

長くなりまして、済みません。

○千葉会長 伊藤委員、どうもありがとうございました。

ところで、安全で安心なまちづくりの推進とともに、条例のもう一つの柱としまして、犯罪被害者支援があります。犯罪被害者支援として、北海道家庭生活総合カウンセリングセンターで相談業務に携わられている善養寺委員に、犯罪被害者の話を数多くお聞きした

ご経験などから、お感じになっておられることを話していただければと思います。

○善養寺委員 皆さんのお話をお聞きしながら嫌な予感がしていましたけれども、やっぱり最後になりました。皆さんお疲れでしょうから、2分と言われておりましたので、余り考えてきていませんので、かいつまんでお話をしたいと思います。

条例の第12条に犯罪被害者等への支援を入れてくださって、札幌市の条例の中に入れてくれましたので、私がここに参画することになりました。そもそも、平成16年に犯罪被害者等の基本法ができて、その中の14条に、犯罪被害者、自分に何の罪もないのに理不尽な被害に遭った人たちを、人としての権利として支援していく必要があるということで、国及び地方公共団体はその責務を負うものとするということが書かれています。北海道のほうで、犯罪被害者等の支援事業ができて、私どもが北海道の被害者相談室を平成9年からやっているのですが、16年のときには随分たっていましたから、北海道の総合相談窓口になり、北海道警察本部からは平成9年から委託を受けて相談業務をやっております。そういう経緯で来ております。きょうは、「カウンセリング」という機関誌と、うちの被害者相談室のパンフレットをお持ちいたしました。ごらんいただければと思います。

被害者支援も、もう15年ぐらいたっていますので、形は変わってきています。どちらかという連携は警察庁や裁判所と連携をとって、そういう闘いから被害者をどう守っていくか、これ以上2次被害を与えないためにどういうふうに私たちが彼女なり彼らを守っていくかというところに視点が当たっていると思います。基本はCAPの書かれている七つのヒントに似たような対応の仕方をしながら、被害者の人が一日も早く、もとの生活には絶対に戻れないと。これまた不条理なことがあるのですが、少しは息ができる、少しは楽に生きられるという方向を目指しながら支援をしているところです。

以上でございます。

○千葉会長 どうもありがとうございます。

これまで、次第6につきまして、委員の皆様方からそれぞれお話をいただきました。時間があればフリートークの時間をとっていたのですけれども、皆様、私が予想していた以上に熱弁をふるわれまして、その結果、予定していた時間が過ぎてしまっておりますので、この辺で次第6については終わりとさせていただきます。

事務局にお返しします。

○事務局（浅野地域振興部長） 千葉会長、どうもありがとうございます。

そして、委員の皆様、本日は長時間にわたり大変お疲れさまでございました。

本日いただきました皆様からのご意見を参考に、今後の札幌市の取り組みを進めてまいりたいと考えております。

なお、次回の会議の開催日は未定ですが、開催が決まりましたら改めてご案内をさせていただきます。

6. 閉 会

○事務局（浅野地域振興部長） それでは、これで第1回の札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくり等審議会を終了いたします。

本日は、本当にありがとうございました。

以 上